

◀ 「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムの年末調整と法定調書の作成 ▶

「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムの年末調整から給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、退職所得の源泉徴収票、報酬・料金等の支払調書、不動産の支払調書と法定調書合計表の作成になります。

「VBA PRO 源泉徴収票・支払調書」は、書籍版と統一するために「VBA PRO 年末調整・法定調書」にシステムの名前を変更しています。

■ 「VBA 年末調整・法定調書」のメインメニュー

「メインメニュー」は「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP情報」「終了」のボタンがあります。

年末調整・法定調書		令和05年版 VER 5.40 支払者
令和05年分 年末調整対応 (50人管理用) サンプル版		システム有効期限 令和06年12月
開始	システムの設定	支払者データ登録・データ削除・ファイル処理
編集	法定調書の編集	年末調整から源泉徴収票・支払調書と合計表の入力
表示	法定調書の表示	年末調整から源泉徴収票・支払調書と合計表の表示
印刷	法定調書の印刷	年末調整から源泉徴収票・支払調書と合計表の印刷
ヘルプ	システムの説明	システム使用方法の説明と注意事項(PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終了	システムの終了	データの保存とシステムの終了処理

○ 「開始」

支払者データの登録と CSV ファイルへの保存と読込処理、入力したデータの全削除ができます。

○ 「編集」

給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、退職所得の源泉徴収票、報酬・料金等の支払調書、不動産の支払調書のデータの入力と編集を実行します。

○ 「表示」

給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、退職所得の源泉徴収票、報酬・料金等の支払調書、不動産の支払調書と法定調書合計表の Excel ワークシートを表示します。

○ 「印刷」

給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、退職所得の源泉徴収票、報酬・料金等の支払調書、不動産の支払調書と法定調書合計表の Excel ワークシートを印刷します。

「印刷」メニューからは、全データを一括印刷しますので印刷途中での中止はできません。

○ 「ヘルプ」

このシステムの使用方法と年末調整と法定調書について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○ 「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示します。システムの最新情報とエラー情報を確認できます。

○ 「終了」

「システム終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。

データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書」のご利用について

「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムは、年末調整から給与所得の退職所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、報酬・料金等の支払調書、不動産の支払調書と法定調書合計表を作成します。

《システムのご利用について》

「VBA PRO 年末調整・法定調書」は、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2021/2019//2016 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 05 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 06 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのまま入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel2013 2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは soft-j.com のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては soft-j.com の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<http://soft-j.com/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<http://soft-j.com/soukin.html>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムの仕様について

Excel で年末調整の計算から源泉徴収簿・源泉徴収票および報酬の支払調書・不動産の支払調書と法定調書合計表を作成するシステムです。

「VBA 年末調整・法定調書」システムで管理できる法定調書のデータ件数は 50 件までになります。

「PRO 年末調整・法定調書」システムで管理できる「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」のデータ件数は 300 件で、その他の支払調書のデータ件数は 300 件になります。

Excel のシートは表示専用です。データの入力はいすべて VBA フォームから行います。

年末調整用として使用される場合は、源泉徴収簿フォームから給与と賞与、所得控除データを入力してください。源泉徴収票、保険料控除申告書、扶養控除申告書と法定調書合計表を作成します。

○ システムの機能について

このシステムでは以下の帳票が作成できます。

- 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
- 「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」
- 「給与所得に対する源泉徴収簿」
- 「扶養控除等（異動）申告書」
- 「保険料控除申告書」
- 「基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除申告書」
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」
- 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」
- 「退職所得に対する源泉徴収簿」
- 「退職所得の受給に関する申告書」
- 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
- 「報酬、料金に対する源泉徴収簿」
- 「不動産の使用料等の支払調書」
- 「不動産等の譲受け対価の支払調書」
- 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」
- 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
- 「給与支払報告書総括表」
- 「給与所得等支給状況内訳書」
- 「年末調整の個人別通知書」
- 「マイナンバー（個人番号）管理帳簿」

○ ファイル構成

tyosyo05.xlsx 年末調整の計算と源泉徴収票と支払調書の作成用 Excel ファイル

houtei05.xlsx 法定調書の補完と e-Tax eLTAX の電子申告データ作成用 Excel ファイル

令和 05 年版の入力可能な年月日は令和 05 年 1 月 1 日から令和 05 年 12 月 31 日までです。

「VBA PRO 年末調整・法定調書」は令和 05 年の年末調整用です。源泉徴収簿、源泉徴収票などはすべて令和 05 年分で作成されます。

源泉徴収票と保険料申告書、住宅借入金等特別控除申告書などの様式が変更されましたら、バージョンアップで対応しますのでご了承ください。

≪ 「PRO 年末調整・法定調書」のご利用について ≫

「VBA 年末調整・法定調書」の令和 05 年版では 50 人までの管理に対応しています。

管理する人数が 30 人を超える場合は、300 人まで管理できる「PRO 年末調整・法定調書」をご利用ください。

「PRO 年末調整・法定調書」は「ファイルへの保存」と「ファイルから読込」メニューで複数の会社や個人のデータを管理する 税理士・会計事務所や商工会議所・商工会・青色申告会向けの会計専門家用のシステムです。

「VBA 年末調整・法定調書」は自社での使用を前提としていますので、複数の会社を管理することはできません。このシステムは「PRO 年末調整・法定調書」は同じシステムで、CSV ファイルに「保存」「読込」処理することで複数の会社を管理することができます。

■ 「VBA 年末調整・法定調書」の税制改正への対応について

■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R05」 VER 5.40 の変更事項(2023.07.20)

令和 5 年 1 月以降に適用される国外居住親族に係る扶養控除の見直しにより「給与所得の源泉徴収票」「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式を修正しました。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/0022007-058.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022010-070.pdf> 国税庁ホームページより

★ 令和 05 年分「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」

・令和 05 年分以降の「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「控除対象扶養親族の区分」の表示の変更に対応しました。

控除対象扶養親族の区分

空欄 居住者

- 01 非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）
- 02 非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）
- 03 非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）
- 04 非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）

※ 給与所得の源泉徴収票を e-Tax 又は光ディスク等で税務署へ提出する場合、居住者の区分には「00」と記載します。
「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。
「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者をいいます。
なお、30 歳以上 70 歳未満の非居住者が上記 02～04 の要件に複数該当する場合はいずれかひとつを記載します。

《ご注意》

令和 06 年分の給与支払報告書へ 16 歳未満の扶養親族の「控除対象外国外扶養親族」と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」を表示する方法が判明しましたらシステムのバージョンアップで対応します。

★ 令和 05 年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

- ・主たる給与から控除する控除対象扶養親族（16 歳以上）の「非居住者である親族」欄を変更しました。
- ・住民税に関する事項の 16 歳未満の扶養親族に「控除対象外国外扶養親族」欄を追加しました。
- ・住民税に関する事項に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄を追加しました。
- ・住民税に関する事項に「寡婦・ひとり親」欄を追加しました。

《ご注意》

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」でその年の最初の給与の支払い後に源泉控除対象配偶者、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除の変更があった場合でも、変更後の人数と一人当たりの控除額は「当初」欄に表示されます。

「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄の入力と計算には対応していません。
ただし配偶者や扶養親族が退職所得等を含めることで合計所得金額が 48 万円を超えるため所得税では控除対象にならない人でも、住民税は控除対象になります。

★ 令和 05 年分「給与所得の源泉徴収簿」

- ・「扶養控除等の申告・各種控除額」欄を変更して源泉控除対象配偶者、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除の人数と一人当たりの控除額と控除額合計の表示するように修正しました。

《ご注意》

「給与所得の源泉徴収票」の表示シートでは「源泉控除対象配偶者」と「16歳未満の扶養親族」の「非居住者の区分」に00から04は表示されないようになっています。

(入力用の年末調整フォームには確認のために00から04が表示されます。)

ただし「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」の「非居住者の区分」と住民税に関する事項の「控除対象外国外扶養親族」欄に○を付けるために「源泉控除対象配偶者」と「16歳未満の扶養親族」にも「非居住者の区分」の入力は必要になります。

- ※ 令和 06 年分の給与支払報告書へ 16 歳未満の扶養親族の「控除対象外国外扶養親族」と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」を表示する方法が判明しましたらシステムのバージョンアップで対応します。

■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R04」 VER 5.30 の変更事項(2022.08.10)

- ・令和 4 年 1 月 1 日以後の支払われる退職手当等のうち、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の短期退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税が適用されません。

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の摘要に短期退職手当等の明細を追加しました。

「退職所得に対する源泉徴収簿」の様式が改正されました。

「退職所得の受給に関する申告書」の様式が改正されました。

《ご注意》

退職金を一般の従業員の短期退職手当等と役員の特定期間退職手当等として継続して受け取っている場合の計算には対応していません。(従業員で 3 年勤務してから役員で 2 年勤務しているケースなど)

退職金を 2 社以上の会社から一般の従業員の短期退職手当等と一般退職手当等を重複して受け取っている場合の計算には対応していません。(A 社から短期退職手当等と B 社から一般退職手当等の支給があるケースなど)

■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R03」 VER 5.20 の変更事項(2021.06.30)

- ・令和 03 年分「給与所得に対する源泉徴収簿」に対応しました。
- ・令和 03 年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に対応しました。
(「ひとり親」が追加されて「特別の寡婦」と「寡夫」が削除されました。)
- ・「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の様式変更に対応しました。
令和元年 10 月 1 日以後に消費税が 10% (特別特定取得) により (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を計算する人がいる場合は、証明書の連帯債務割合と居住用割合から控除額を計算します。
- ・令和 3 年 4 月より給与所得者の扶養控除等申告書などの各種申告書類については押印が不要となっています。
給与所得者の扶養控除等申告書
給与所得者の配偶者控除等申告書
給与所得者の基礎控除申告書
給与所得者の保険料控除申告書
給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
所得金額調整控除申告書
退職所得の受給に関する申告書

● 令和 02 年分「給与所得の源泉徴収票」（国税庁）と令和 03 年度「給与支払報告書」（総務省）の新様式への対応について

国税庁ホームページで令和 02 年分の「給与所得の源泉徴収票」が公開されました。
この公開により令和 02 年版の「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムを新規に公開しました。

令和 02 年分「給与所得の源泉徴収票」と令和 03 年度「給与支払報告書」に対応しました。

- ・「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更しました。
- ・「基礎控除の額」と「所得金額調整控除額」の年末調整での計算と表示に対応しました。
- ・「寡婦控除」と「ひとり親控除」の年末調整での計算と表示に対応しました。
- ・生年月日を元号で表示するように変更しました。

《ご注意》

年末調整の対象とならない人（年途中で退職した人など）で改正前の寡婦控除等の適用がある場合は「摘要」欄に「旧寡婦」「旧寡夫」「旧特別の寡婦」と記載する必要があります。
（改正後の「寡婦」と「ひとり親」欄には「○」を付さないでください。）

令和 02 年分の「給与所得の源泉徴収票」について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf>

または

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100051.htm>

「寡婦控除」と「ひとり親控除」の税制改正について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0020004-075.pdf>

または

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf>

● 令和 02 年版システムの修正事項について

- ・令和 02 年版の給与計算の変更事項・令和 02 年 1 月からの「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の改正に対応しました。
- ・令和 02 年 1 月からの「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の改正に対応しました。
- ・「給与所得の源泉徴収簿」（所得金額調整控除と基礎控除）の様式改正に対応しました。
- ・「給与所得者の扶養控除等異動申告書」（単身児童扶養者）の様式改正に対応しました。
- ・「給与所得者の配偶者控除等申告書」の様式改正に対応しました。
- ・「給与所得者の基礎控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応しました。

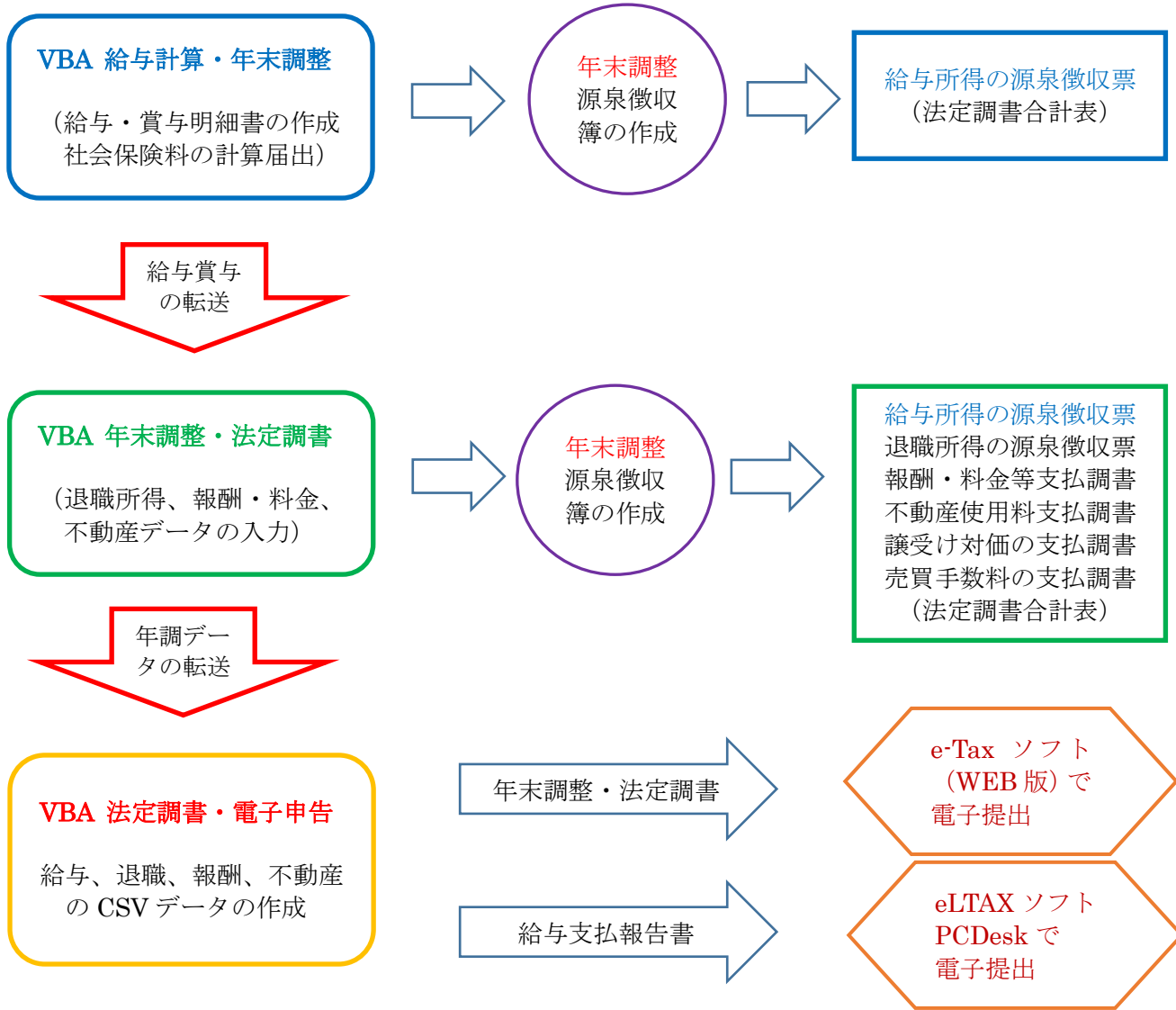
※「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」は同一の申告書になっています。

- ・令和 02 年分「給与所得の源泉徴収票」と令和 03 年度「給与支払報告書」には対応しました。
- ・給与所得控除の改正（給与所得控除の 10 万円引き下げと給与収入が 850 万円を超える人の上限額 195 万円への引き下げ）と「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の計算に対応しました。
- ・「所得金額調整控除申告書」と所得金額調整控除額の計算（給与収入が 850 万円を超えて特別障害者控除を適用する人または 23 歳未満の扶養親族がいる人）に対応しました。
- ・「基礎控除申告書」と基礎控除額の計算（48 万円への引き上げと合計所得金額が 2400 万円を超える人の引き下げ）に対応しました。
- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95 万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・配偶者特別控除の配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下として、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分をそれぞれ 10 万円引き上げる改正に対応しました。
- ・勤労学生の合計所得金額要件を 75 万円以下に引き上げる改正に対応しました。

■ 「VBA 給与計算・年末調整」「VBA 法定調書・電子申告」システムとのデータ連動について

■ 「VBA 給与計算・年末調整」システムとのデータ連動と年末調整の計算について

給与所得の源泉徴収票と法定調書合計表のみを作成する場合は「VBA 給与計算・年末調整」でそのまま年末調整の計算をします。



給与所得の源泉徴収票と法定調書合計表以外の退職所得の源泉徴収票、報酬・料金等支払調書、不動産使用料支払調書などを作成する場合は、「VBA 年末調整・法定調書」に給与と賞与のデータを転送してから年末調整の計算をします。

また給与明細書と賞与明細書を自社で作成している場合も、「VBA 年末調整・法定調書」を利用すると年末調整の計算から源泉徴収票と支払調書および法定調書の合計表の作成を行うことができます。

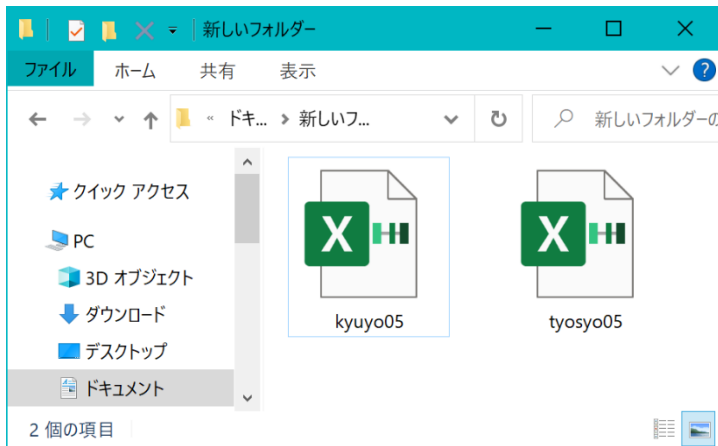
■ 給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化について

平成 29 年 1 月以降は、地方税における手続を電子的に行うシステムである地方税ポータルシステム (eLTAX) を利用して、市区町村に提出する給与や公的年金等の支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータも同時に作成できるようになりました。

同時に作成したデータは、eLTAX に一括して送信することで支払報告書は各市区町村に、源泉徴収票については e-Tax で事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます。

■ 「VBA 年末調整・法定調書」と「VBA 給与計算・年末調整」のデータ連動

「VBA 年末調整・法定調書」と「VBA 給与計算・年末調整」のデータ連動は以下の手順で実行します。

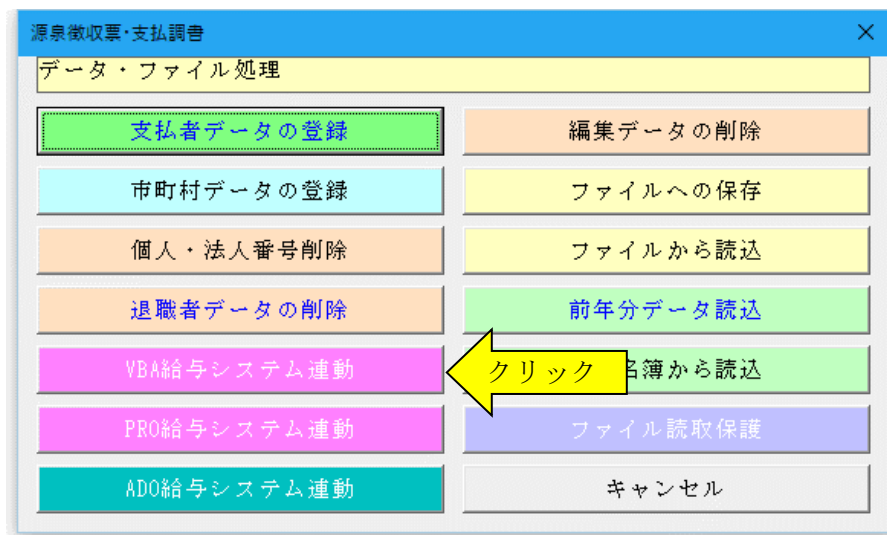


データの移行処理を実行するには

「VBA 年末調整・法定調書」の tyosyo05.xlsx ファイルと

「VBA 給与計算・年末調整」の kyuyo05.xlsx が同じフォルダにおいて

「VBA 年末調整・法定調書」の tyosyo05.xlsx ファイルを開いてください。

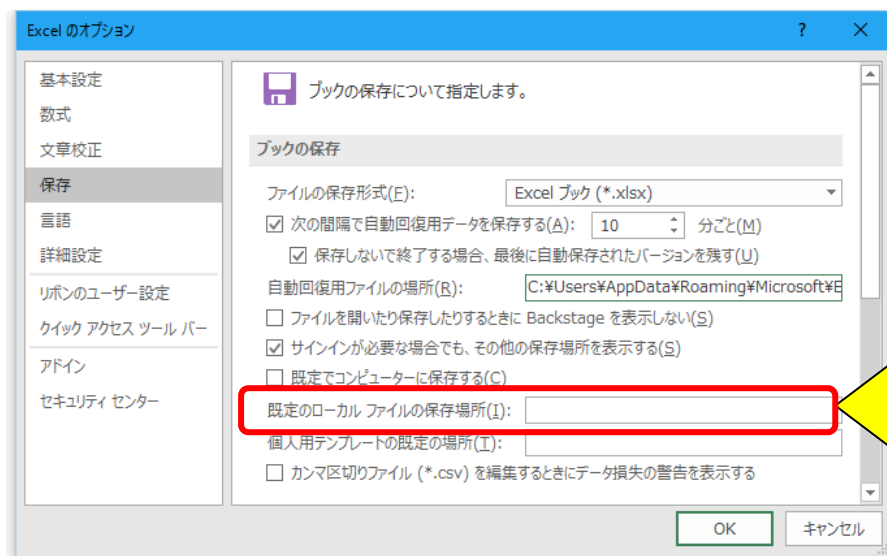


「VBA 年末調整・法定調書」の「開始」メニューから「VBA 給与システム連動」ボタンをクリックすると自動的に「VBA 給与計算・年末調整」の Excel ファイルから給与と賞与のデータを転送します。

《データ移行についてのご注意》

「VBA 給与計算・年末調整」の kyuyo05.xlsx が Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにある kyuyo05.xlsx ファイルではなくてカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行してしまいます。

Excel のカレントフォルダは、「Excel のオプション」の「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」です。



Excel は最初にこのフォルダから下のファイルを検索して開こうとします。このフォルダに ZIP ファイルを解凍後の空のファイルがあると、このファイルに対してデータ処理を実行しますので、データの移行が正常にできません。

「既定のローカルファイルの保存場所」を空欄にしてください。

■ 「VBA 法定調書・電子申告」と「VBA PRO 年末調整・法定調書」のデータ連動

「VBA PRO 年末調整・法定調書」はシステムの tyosyo05.xlsb ファイルまたは pro_tyoyo05xlsb から CSV ファイルを利用してデータを連動できます。



データの移行処理は

「VBA 年末調整・法定調書」の tyosyo05.xlsb ファイルの「開始」メニューから「電子申告データの作成」をクリックして CSV ファイルに源泉徴収票と支払調書のデータを保存してください。



「VBA 法定調書・電子申告」の houtei05.xlsb ファイルの「開始」メニューから「電子申告データの読込」ボタンをクリックすると「VBA 年末調整・法定調書」や「PRO 年末調整・法定調書」で作成した CSV ファイルから源泉徴収票と支払調書のデータを移行します。

■ 「VBA 年末調整・法定調書」の年度更新処理とデータの移行について

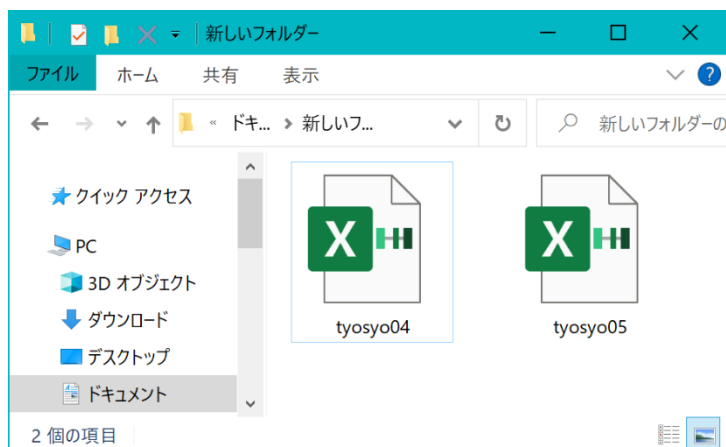
「VBA 年末調整・法定調書」の年度更新処理は「開始」メニューの「前年データ読込」ボタンで前年分のファイルから直接データの移行ができます。

前年分と本年分のシステムファイルが同じフォルダにないと、この処理は実行できません。

この処理前に「ファイルへの保存」処理で前年分のデータを CSV ファイルにバックアップしておいてください。

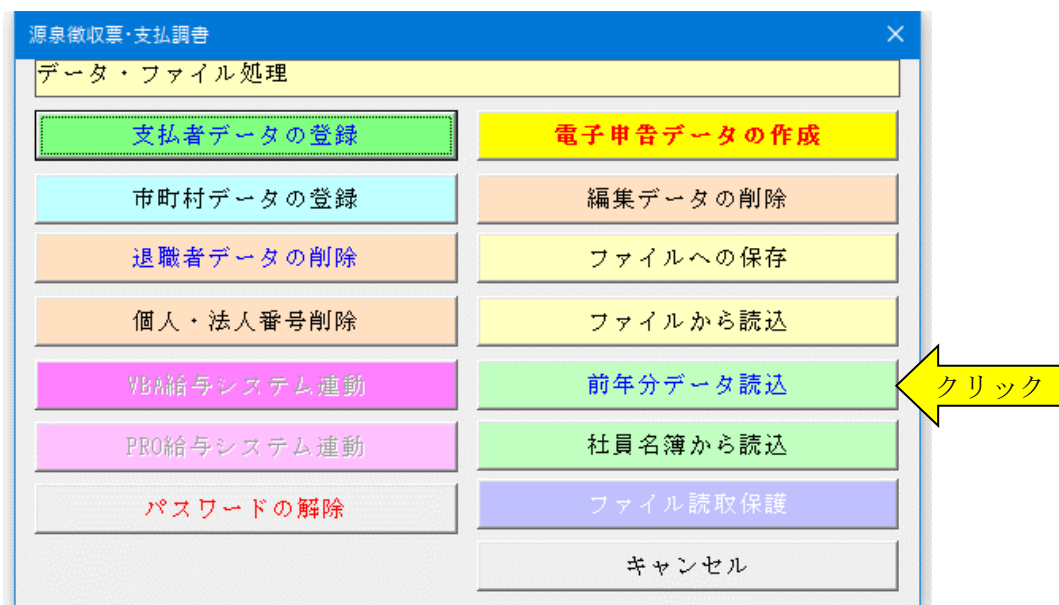
令和 05 年版システムの「開始」メニューの「前年データ読込」ボタンで、前年の住所・氏名・扶養家族名などのデータが読込まれます。扶養親族名も読込まれますので、不要な場合はデータを削除してください。

○ 「VBA 年末調整・法定調書」の前年分ファイルからのデータの移行について



前年分ファイルから当年分ファイルへのデータの移行方法は
令和 04 年版の tyosyo04.xlsb と
令和 05 年版の tyosyo05.xlsb を
同じフォルダに置きます。

「VBA 年末調整・法定調書」の年度更新処理では、「開始」メニューから「前年分データ読込」と「退職者データの削除」処理を実行します。

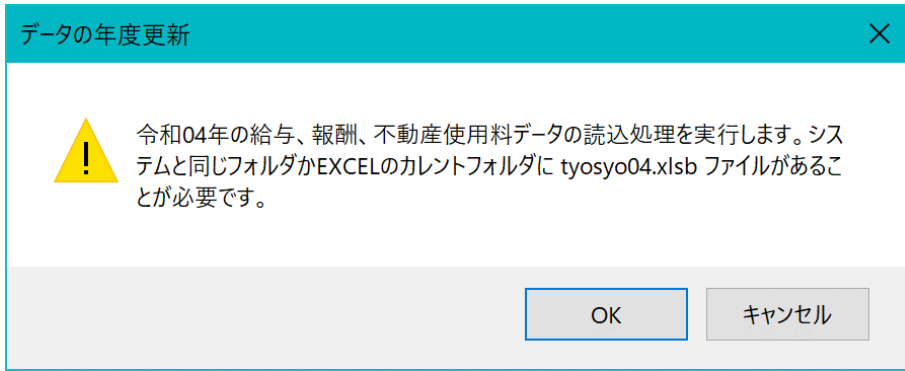


《年度更新についてのご注意》

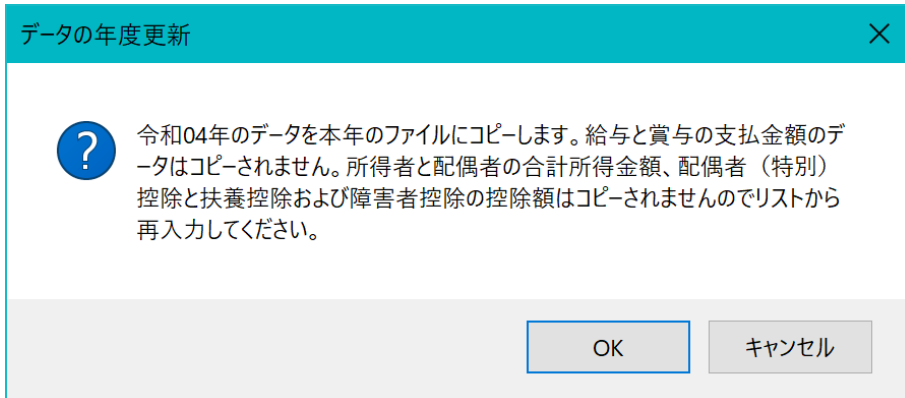
「前年分データの読込」処理では、前年の配偶者（特別）控除と扶養控除および障害者控除の控除額の引き継ぎはしない仕様に変更しています。

年末調整では「配偶者（特別）控除」または「扶養・障害者控除」ボタンから控除額を再入力してください。

これはその年度の申告者と配偶者の合計所得金額により配偶者（特別）控除額が変動するのと、扶養親族の年齢により年少扶養親族、一般扶養親族、特定扶養親族から一般扶養親族に戻りさらに老人扶養親族へと控除額が毎年変動するために引き継いだ控除額を間違える可能性が高いためです。



令和 05 年版の tyoso05.xlsx を起動して「前年分データ読み込み」を実行するとメッセージが出ます。

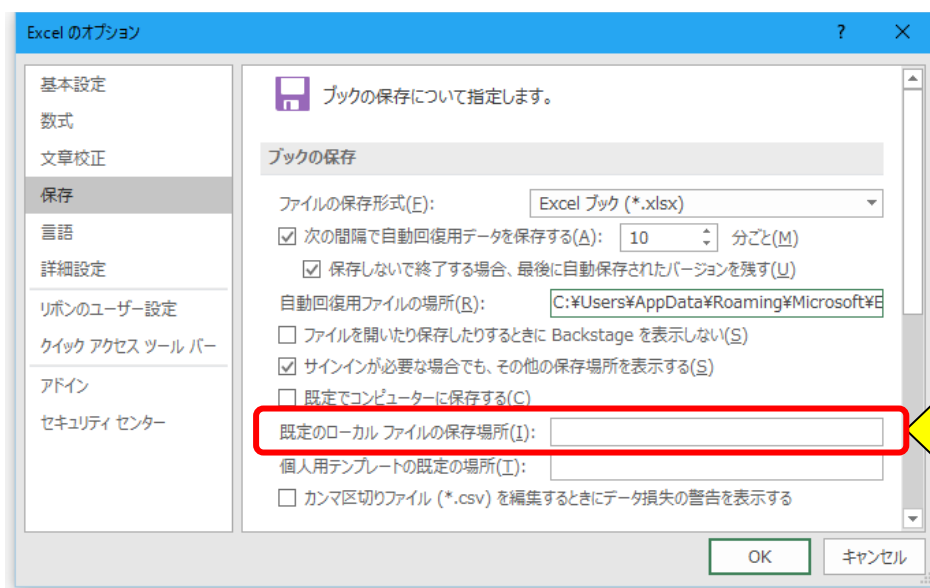


2つのファイルが同じフォルダにあると
令和 04 年版の tyosyo04.xlsx を自動的に認識して、メッセージからデータの移行処理を開始します。

所得者と配偶者の合計所得金額、配偶者（特別）控除と扶養控除および障害者控除の控除額はコピーされませんのでリストから再入力してください。

《データ移行についてのご注意》

「VBA 年末調整・法定調書」の tyosyo03.xlsx が Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにある tyosyo03.xlsx ファイルではなくてカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行してしまいます。Excel のカレントフォルダは、「Excel のオプション」の「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」です。



Excel は最初にこのフォルダから下のファイルを検索して開こうとしますので「既定のローカルファイルの保存場所」を空欄にしてください。

■ 「VBA 年末調整・法定調書」 システムのバージョンアップとデータの移行について

「VBA 年末調整・法定調書」システムのバージョンアップについて説明になります。
他の VBA シリーズ「VBA 青色申告会計」「VBA 給与計算・年末調整」「VBA 法人税確定申告書」「VBA 相続税申告書」なども同じバージョンアップ手順になりますので参考にしてください。

■ 「VBA 年末調整・法定調書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

編集中のファイルの給与と賞与および年末調整用データを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup_dat」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「backup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでも結構です。またファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくと管理しやすくなります。
※ この CSV ファイルには役員や従業員およびその配偶者と扶養親族のマイナンバー（個人番号）も保存されますので取扱いに注意してください。

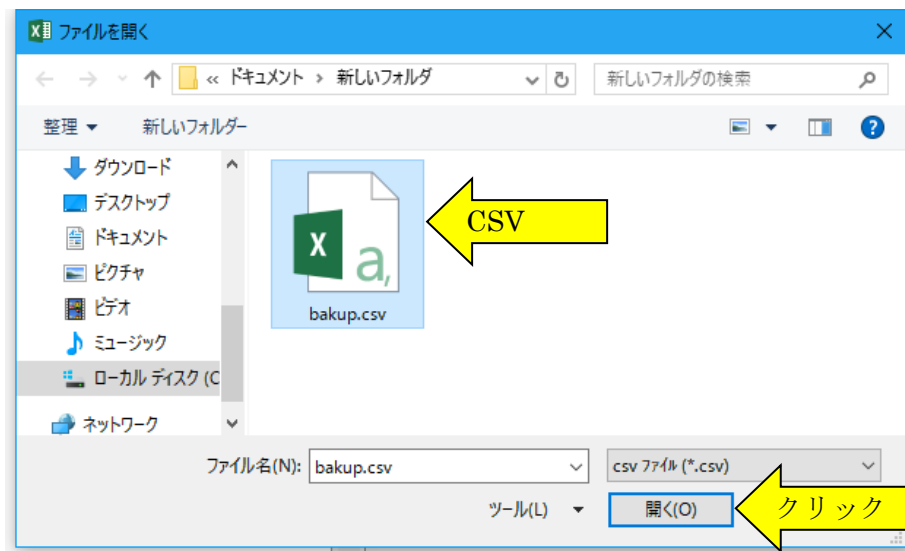
■ 「VBA 年末調整・法定調書」での CSV ファイルからのデータの復元

CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読み込み」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読み込みが完了します。



■ マイナンバー（社会保障・税番号制度）への対応について

● ファイルを開くパスワードの設定について

マイナンバーは適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。このため給与計算・年末調整システムもマイナンバーを扱う必要のある担当者のみがファイルの参照や更新ができるような仕組みが必要になります。給与計算・年末調整システムは Excel ファイルですので、ファイルを開くときのパスワードを設定して対応します。

▼ Excel ファイルを開くときに「読み取りパスワード」を設定する手順

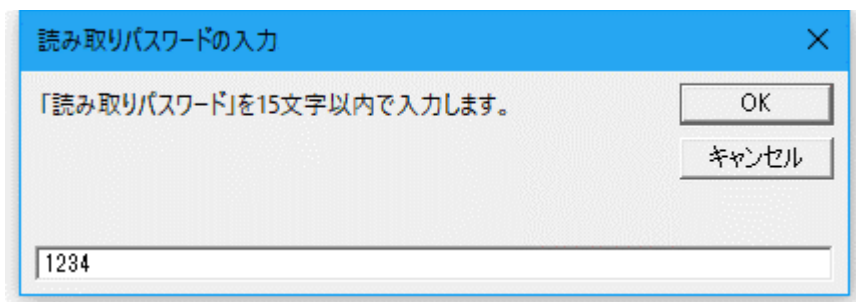
1. 「開始」メニューの「ファイル読取保護」ボタンをクリックします。表示されるメッセージでは「OK」ボタンをクリックします。



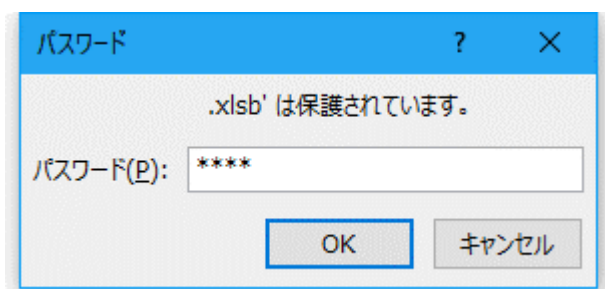
《ファイルの保護》

マイナンバーなどの第三者に見られると支障がある Excel ファイルに読み取りパスワードを設定して、ファイルを開く際にパスワードが必要とすることができます。

2. 「読み取りパスワード」を 15 文字以内で入力します。



3. 次のこのファイルを開く場合は、設定した「読み取りパスワード」の入力が必要になります。



《ご注意》

Excel ファイルに設定した読み取りパスワードを忘れると、システムのファイルを開くことができなくなりますのでご注意ください。

● 給与所得の源泉徴収票へのマイナンバーの記載について

税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」の「税務署提出用」と市区町村に提出する「給与支払報告書」には支払者の個人番号または法人番号、受給者本人の個人番号、配偶者と扶養親族の個人番号が記載されます。しかし役員や従業員に交付されて確定申告などで使用する「給与所得の源泉徴収票」の「受給者交付用」には、個人番号または法人番号は記載されません。

● 報酬や不動産の支払調書へのマイナンバーの記載について

報酬や不動産の支払調書には、支払者の個人番号または法人番号と支払を受ける者の個人番号を記載しなければなりません。

しかし報酬や不動産の支払を受ける人に、支払調書を控用紙として交付する場合には社会保障、税および災害対策に関する利用とはならないためにマイナンバーを記載することはできません。

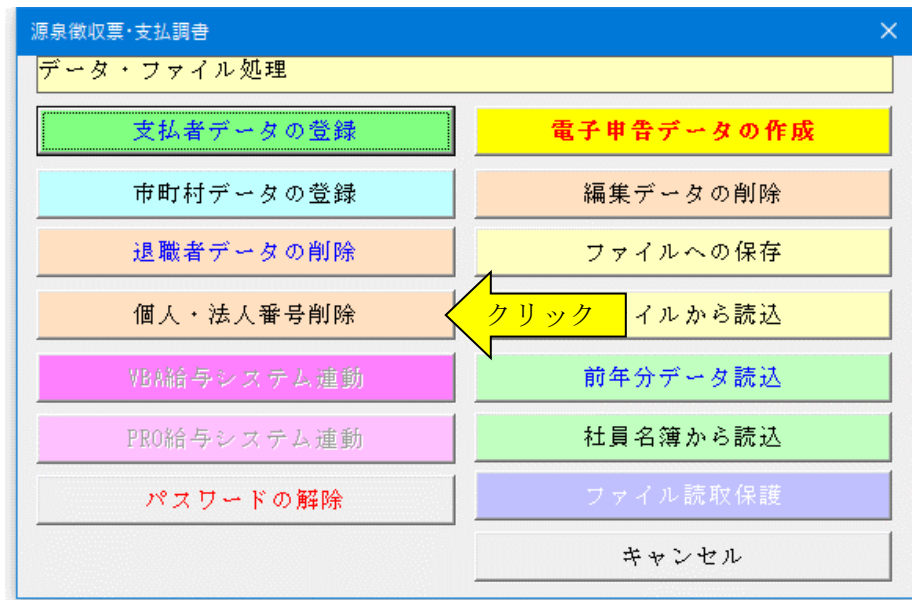
このため支払調書の「受給者交付用」にはマイナンバーは印刷されないようになっています。

● 保存期間が経過したマイナンバーの削除について

退職などでマイナンバーが不要になれば、企業は速やかにその情報を破棄する必要があります。給与計算・年末調整システムは年度更新時に退職者を削除できますので、同時にマイナンバーも削除されます。

さらにマイナンバーの安全管理のためには、法令で規定されている保存期間が経過して不要になれば速やかに破棄することになります。

このシステムでは、源泉徴収票と支払調書の提出後または次年度へのデータの更新後にマイナンバーの法定の保存期間が経過した場合は、「開始」メニューの「個人・法人番号」ボタンからシステムに登録した個人番号と法人番号のみを削除することができます。



開始メニューとシステムの初期設定

「開始」メニューから給与の支払者データの登録からシステムの初期設定データを入力できます。

○「支払者データの登録」

支払者フォームから支払者の住所や氏名・名称などのデータを入力します。

「支払者データの登録」のデータ入力用フォーム

源泉徴収票と支払調書に表示される支払者のデータを登録します。源泉徴収票と支払調書に、税務署番号と自社の整理番号を表示する場合はチェックを付けます。

○「市町村データの登録」

給与支払報告書と給与支払報告書（総括表）の市区町村データを登録します。

○「編集データの削除」

登録している源泉徴収票と支払調書の全データを削除します。全データを削除すると復元はできませんので、重要なデータは「ファイルへの保存」メニューでバックアップをしておいてください。

○ 前年分データの読込

前年分のシステムファイルからデータを直接移行します。データの移行後は、健康保険と厚生年金および雇用保険の適用率と従業員ごとの保険料の控除額は必ず確認してください。

○ 退職者データの削除

「前年分データの読込」処理の後に、退職者のデータを一人ごとに削除処理することができます。本年分の給与と賞与のデータを入力してからこの処理を実行すると、合計表や集計表が正しく作成されませんので注意してください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《お願い》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 「社員名簿データの読込」

Excel で作成した社員名簿ファイルからデータを読込みます。

The screenshot shows an Excel spreadsheet with the following content:

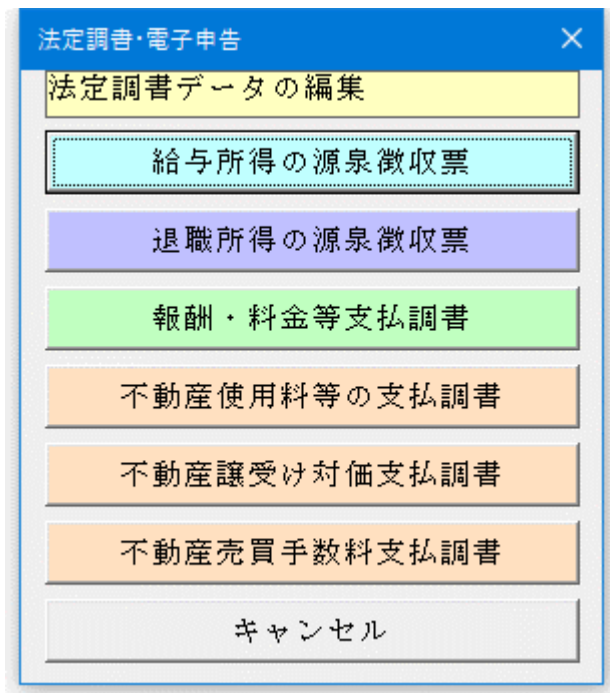
このファイルは「VBA 源泉徴収票・支払調書」の「開始」メニューの「社員名簿データの読込」で使用します。
このファイルに役員と従業員のデータを入力すると、「VBA 源泉徴収票・支払調書」にコピーできます。
生年月日は S59.12.01 という形式で入力してください。
《ご注意》
ファイルとシートの名称は変更しないでください。

氏名	フリガナ	生年月日	郵便番号	住所1	住所2	電話	所属	職名	個人番号
佐藤一郎	サトウ イチロ	S45.01.30	100-0012	東京都港区	マンション		経理課	経理課長	123456789120
鈴木次郎	スズキ ジロ	S34.08.20	100-0023	東京都渋谷区				係長	221452263540
高橋幸子	タカハシ ユキコ	S45.01.01	100-0034	東京都練馬区				係員	312425809630
田中四郎	タナカ シロ	S43.05.05	100-0987	東京都新宿区				係員	412578412560

《ご注意》

生年月日の Excel のセルの書式は文字列で入力してください。

■ 「編集」メニューとデータの入力



○ 「編集」メニュー

「編集」メニューの「給与所得の源泉徴収票」から年末調整用データの登録と編集をします。

- 「給与所得の源泉徴収票」
- 「退職所得の源泉徴収票」
- 「報酬・料金等支払調書」
- 「不動産使用料等の支払調書」
- 「不動産売買手数料支払調書」
- 「不動産譲受け対価支払調書」

のデータを入力することができます。

■ 「給与所得の源泉徴収票」データの入力

■ 「給与所得の源泉徴収簿と年末調整」のデータ入力用フォーム



「甲・乙欄区分」の「甲欄」と「年末調整の計算をする」にチェックを付けます。

「給与所得の源泉徴収票」のフォームの「毎月の給与と賞与データ」ボタンから、給与と賞与および社会保険料と源泉徴収税額のデータを入力します。

- 年末調整用のデータは
- 「所得金額調整控除の計算」
 - 「保険料控除額の計算」
 - 「配偶者(特別)控除の計算」
 - 「扶養・障害者控除の計算」
 - 「基礎控除の計算」
 - 「住宅借入金等特別控除の計算」
- のボタンをクリックして入力します。

「給与所得の源泉徴収簿」で給与と賞与を集計済みの場合は「毎月の給与と賞与データ」ボタンを使用せずに給与と賞与および源泉徴収税額の合計額を入力して年末調整を計算してください。
 中途入社の人に前職分の源泉徴収票がある場合は「中途入社の前職分データ」ボタンからデータを入力することができます。

■ 「給与所得の源泉徴収票」のデータ入力用フォーム

「給与所得の源泉徴収票」フォームから年末調整の結果や中途退職の人の源泉徴収票、給与の支払を受ける人、控除対象配偶者や扶養親族の個人番号の確認ができます。

年末調整と源泉徴収簿・源泉徴収票

整理番号 1 提出市町村 港区 税務署へ提出する データの検索

郵便番号 56789 住所(住居) 東京都港区六本木

氏名 佐藤 一郎 法人の役員は、源泉徴収票の給与の種別欄に入力して下さい

年末調整・源泉徴収簿 [給与所得の源泉徴収票]

受給者番号 個人番号 114508789123

支払を受ける者 住所(住居) 東京都港区六本木 役職 係長

カナ サトウ イチロウ

氏名 佐藤 一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内	0		内	0
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,808,755	75,000

(源泉)控除対象配偶者 配偶者(特別)控除の額 控除対象扶養控除の額

有 従有 老人 特定 内 同居老親 老人 その他 16歳未満扶養親族の数 障害者の数(本人を除く) 内 同居特別 その他 非居住者である親族の数

380,000 1 0 0 0 1 0 0 1 0

社会保険料控除等の額 生命保険料控除の額 地震保険料控除の額 住宅借入金等特別控除の額

内 0 918,755 95,000 35,000

摘要 摘要

前職会社名

支払金額 0 社会保険料 0 源泉徴収税額 0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

「給与所得の源泉徴収票」を作成するために「カナ」「役職」「種別」「摘要」などのデータを追加入力できます。

給与の支払を受ける人のマイナンバーを確認します。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用にはマイナンバーは記載されません。

年末調整と源泉徴収簿・源泉徴収票

整理番号 1 提出市町村 港区 税務署へ提出する データの検索

郵便番号 56789 住所(住居) 東京都港区六本木

氏名 佐藤 一郎 生年月日 S45. 8. 15 法人の役員は、源泉徴収票の給与の種別欄に入力して下さい。

年末調整・源泉徴収簿 [給与所得の源泉徴収票]

(源泉・特別)控除対象配偶者	サトウ ヨウコ	配偶者の合計所得	480,000	国民年金保険料等の金額	0	旧長期損害保険料の金額	0
	佐藤 洋子 区分			基礎控除の額		所得金額調整控除額	0
個人番号	124567890123 01						

控除対象扶養親族 1

16歳未満扶養親族 1

佐藤 太郎 区分

佐藤 花子 区分

個人番号 134567891223 04

個人番号 145678922345 02

控除対象扶養親族 2

16歳未満扶養親族 2

個人番号 区分

個人番号 区分

控除対象扶養親族 3

16歳未満扶養親族 3

個人番号 区分

個人番号 区分

控除対象扶養親族 4

16歳未満扶養親族 4

個人番号 区分

個人番号 区分

未成年者 外国人 死亡退職者 災害者 乙種 特別障害者 その他障害者 寡婦 ひとり親 勤労学生 就職 退職 年 月 日 生年月日

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

控除対象配偶者と控除対象扶養親族および16歳未満の年少扶養親族のマイナンバーを確認します。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用には控除対象配偶者と扶養親族のマイナンバーは記載されません。

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用には年少扶養親族のマイナンバーは記載されませんが、市区町村提出用の「給与支払報告書」には記載されます。

■ 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法について

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。
 また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。

したがって、「改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」において配偶者控除額または配偶者特別控除額が38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円）となる配偶者がこれに該当します。

同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。

令和02年分以降	
同一生計配偶者	・ 給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 ・ 配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下
控除対象配偶者	・ 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・ 配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下
配偶者特別控除の対象者	・ 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・ 配偶者の合計所得金額 ⇒48万円超 133万円未満
源泉控除対象配偶者	・ 給与所得者の合計所得金額 ⇒900万円以下 ・ 配偶者の合計所得金額 ⇒95万円以下

※（特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。

※ 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方（概要）】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の 合計所得 金額 (給与収入だけの 場合の配 偶者の給 与等の収 入金額)	48万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	48万円超 95万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	95万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

配偶者が障害者に該当する場合は1人加算

※ 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、この「数え方」により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数を加えた数となります。

■ 令和 02 年分からのひとり親控除と寡婦控除

未婚のひとり親に対するひとり親控除

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、下記の要件を満たす人をいいます。）である場合には、ひとり親控除として 35 万円が控除されます。

- イ その人と生計を一にする子（合計所得金額 48 万円以下）を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

生計を一にする子がいない場合の寡婦控除

所得者が（「ひとり親」に該当せずに次のいずれかに当てはまる人をいいます。）寡婦である場合には、寡婦控除として 27 万円が控除されます。

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

- イ 扶養親族を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

- イ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

※ 給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,777,778 円以下であれば合計所得金額が 500 万円以下となります。

令和 04 年分からの「退職所得の源泉徴収票」データの入力

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」のデータ入力用フォーム

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与の支払をする場合に、退職手当等の支払者が作成します。

令和 4 年 1 月 1 日以後の支払われる退職手当等のうち、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の短期退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分については 2 分の 1 課税が適用されません。

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職手当等のうち、勤続年数 5 年以下の特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額とされています。

勤続年数 5 年以下の短期勤続年数について
 「短期勤続年数の退職手当等は該当なし」
 「役員等の特定役員退職手当等」
 「役員等以外の短期退職手当等」
 から選択します。

短期退職手当等を選択すると
 「役員等の特定役員退職手当等」
 「役員等以外の短期退職手当等」
 のそれぞれの勤続年数などのデータを入力します。

☆ 勤続年数 5 年以下の短期退職手当等に係る退職所得の課税方法について

令和 4 年 1 月 1 日以後の支払われる退職手当等のうち、勤続年数 5 年以下の役員等以外の短期退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分については 2 分の 1 課税が適用されません。

勤続年数 5 年以下の短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」ということとされ、その退職所得金額については、次のとおり計算することとされました。

■ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

退職手当等の金額	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 ≤ 300 万円の場合	$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{短期退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 > 300 万円の場合	150 万円 (注 1) + {短期退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 短期退職所得控除額)} (注 2)
	注 1 300 万円以下の部分の退職所得金額 注 2 300 万円を超える部分の退職所得金額

☆ 勤続年数 5 年以下の特定役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職手当等のうち、勤続年数 5 年以下の特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額とされています。

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額とすることとされていました。

税制改正により、勤続年数 5 年以下の特定の役員等に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 する措置が廃止されました。

このため、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

■ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$(\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}) + (\text{一般退職手当等の収入金額} - (\text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除})) \times 1/2$

※ 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が 5 年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。

※ 退職所得控除額は、勤務年数 20 年までは 1 年につき 40 万円、勤務年数 20 年超は 1 年につき 70 万円になります。

《ご注意》

退職金を一般の従業員の短期退職手当等と役員の特定期間退職手当等として継続して受け取っている場合の計算には対応していません。（従業員で 3 年勤務してから役員で 2 年勤務しているケースなど）

退職金を 2 社以上の会社から一般の従業員の短期退職手当等と一般退職手当等を重複して受け取っている場合の計算には対応していません。（A 社から短期退職手当等と B 社から一般退職手当等の支給があるケースなど）

短期退職手当等に係る所得税額の計算

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

整理番号 3 提出市町村 港区 税務署へ提出する データの検索

郵便番号 法人の役員であった場合には、役職を入力して下さい。

住所(住居)又は所在地 東京都港区赤坂 年月日は H25.3.31 のように入力します。

1月1日現在の住所 東京都港区赤坂

氏名 吉田 義男 役職 個人番号 058745238700

支払金額 短期退職手当等 摘要

区分	支払金額	源泉徴収税額	市町村民税	道府県民税
所得税法第201条第1項第1号	10,000,000	890,822	390,000	260,000
所得税法第201条第1項第2号	0	0	0	0
所得税法第201条第3項	0	0	0	0

所得税法第201条第1項第2号と所得税法第201条第3項の税額は直接入力します。

退職所得控除額は勤続年数より計算します。 5 退職所得控除額 2,000,000 就職年月日 H29.02.01 退職年月日 R04.01.31

平成25年1月1日より市町村民税は6%、都道府県民税は4%で計算します。

短期勤続年数の退職手当等の判定(勤続年数5年以下の退職手当等)

短期勤続年数の退職手当等は該当なし
 役員等の特定役員退職手当等
 役員等以外の短期退職手当等

役員等とは、法人の取締役、執行役、会計責任者、監査役、理事、監事など、国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員です。

使用人として勤務した期間が5年間で、役員等には該当しないため短期退職手当等となります。

退職手当等 1,000万円
 勤続年数 5年
 退職所得控除額 200万円

「役員等以外の短期退職手当等」にはチェックを付けます。

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

整理番号 3 提出市町村 港区 税務署へ提出する データの検索

郵便番号 法人の役員であった場合には、役職を入力して下さい。

住所(住居)又は所在地 東京都港区赤坂 年月日は H25.3.31 のように入力します。

1月1日現在の住所 東京都港区赤坂

氏名 吉田 義男 役職 個人番号 058745238700

支払金額 短期退職手当等 摘要

退職手当等のうち役員等の特定役員退職手当等金額	退職所得控除額	就職年月日	退職年月日

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち勤続年数5年以下の役員等が退職手当等として支払を受けるもので「2分の1課税」を適用できません。

退職手当等のうち特定役員退職手当等の支払金額と、勤続年数のうち特定役員退職手当等の勤続年数との重複年数を入力します。

重複年数は特定役員退職手当等の勤続年数のうち使用人事務役員などで勤務したために使用人として勤務した勤続年数と重複した年数と就職年月日と退職年月日を入力します。

退職手当等のうち役員等以外の短期退職手当等金額	退職所得控除額	就職年月日	退職年月日
10,000,000	2,000,000	H29.02.01	R04.01.31

短期退職手当等とは、退職手当等のうち勤続年数が5年以下の役員等以外の退職手当等として支払を受けるものです。短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した金額が300万円を超えると退職所得金額の計算が違ってきます。

退職手当等のうち短期退職手当等の支払金額と、勤続年数のうち短期退職手当等の勤続年数との重複年数を入力します。

重複年数は短期退職手当等と特定役員退職手当等の勤続年数が重複したために役員等以外として勤務した勤続年数と重複した年数と就職年月日と退職年月日を入力します。

「退職手当等のうち役員等以外の短期退職手当等の金額」のデータを入力します。

短期退職手当等 1,000万円
 勤続年数 5年
 退職所得控除額 200万円

短期勤続年数についての
 就職年月日と退職年月日を追加で
 入力します。

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

個人番号	058745238700										
住所又は居所	東京都港区赤坂										
令和4年1月1日現在の住所	東京都港区赤坂										
氏名	吉田 義男										
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額								
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の8第1項第1号及び第328条の8第1項第1号適用分	10,000,000 円	890,822 円	390,000 円	260,000 円							
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の8第1項第2号及び第328条の8第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の8第2項及び第328条の8第2項適用分											
退職所得控除額	200 万円	勤続年数	5 年	就職年月日	平成29年2月1日	退職年月日	令和4年1月31日				
(摘要)											
短期支払金額	10,000,000	勤続年数	5	(平成29年2月1日～令和4年1月31日)							
支払者	個人番号又は法人番号	9632451285203 (右詰めで記載してください。)									
	住所(住居)又は所在地	東京都港区六本木									
	氏名又は統	サンプルデータ 株式会社 (電話) 03-1234-5678									

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の摘要欄には、短期退職手当等の支払い金額、勤続年数、就職年月日と退職年月日を記載します。

短期退職所得の計算例
 150万円 + (1000万円 - (300万円 + 200万円)) = 650万円

(650万円 × 20% - 427,500円) × 102.1% = 890,822円
 (1円未満端数切捨て)

「報酬・料金等の支払調書」データの入力

「報酬・料金等の支払調書」のデータ入力用フォーム

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

整理番号: 1 税務署へ提出する 最初の支払区分で提出の範囲を判定します。 データの検索

郵便番号: 100-0012

住所(住居)又は所在地: 東京都港区

氏名又は名称: 佐藤一郎

個人番号又は法人番号: 123456789120 月別の報酬・料金データ

支払金額 | 摘要・集計区分 |

「消費税計算」ボタンは、弁護士、税理士、社労士、原稿料、講演料、芸能人などの消費税の税抜計算をします。司法書士、外交員、賞金などの計算はできません。 消費税10%計算

区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
原稿料		56,300	5,474
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0

未払金額と源泉徴収税額を入力する口は右にスクロールして下さい。

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 クリア 保存 終了

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、その年中に外交員報酬、税理士報酬などの報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に作成します。

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の源泉徴収における所得税及び復興特別所得税の10.21%または20.42%で計算します。

「不動産の使用料等の支払調書」データの入力

「不動産の使用料等の支払調書」のデータ入力用フォーム

不動産の使用料等の支払調書

整理番号: 1 税務署へ提出する 支払金額の合計が15万円超の場合です。 データの検索

郵便番号:

住所(住居)又は所在地: 福岡県福岡市博多区博多駅東

氏名又は名称: 大田 四郎 個人番号又は法人番号: 12514528520

支払金額 | 摘要・あっせん者 |

区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額
家賃	福岡市博多区博多駅西	鉄骨造2階建店舗	120㎡(1月～12月)月200,000	2,400,000
地代	福岡市中央区天神	宅地	300㎡(1月～12月)月50,000	600,000
更新料	同上	同上	300㎡ 1㎡15,000	4,500,000
				0
				0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

「不動産の使用料等の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限る。）及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払う場合に作成します。

■ 「不動産等の譲受け対価の支払調書」 データの入力

■ 「不動産等の譲受け対価の支払調書」 のデータ入力用フォーム

不動産等の譲受け対価の支払調書

整理番号 税務署へ提出する 支払金額の合計が100万円超の場合です。

郵便番号

住所(住居)又は所在地

氏名又は名称 個人番号又は法人番号

[支払金額] 摘要・あっせん者 |

区分	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額
土地	札幌市中央区大通東	宅地	165㎡	R02.3.16	25,000,000
					0
					0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

「不動産等の譲受け対価の支払調書」は不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価の支払う場合に作成します。

■ 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」 データの入力

■ 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」 のデータ入力用フォーム

不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

整理番号 税務署へ提出する 支払金額の合計が15万円超の場合です。

郵便番号

住所(住居)又は所在地

氏名又は名称 個人番号又は法人番号

[支払金額] あっせん不動産・摘要 |

区分	支払確定年月日	支払金額
譲渡	R02.12.6	850,500
		0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」は不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払う場合に作成します。

「給与所得の源泉徴収票」と「給与所得に対する源泉徴収簿」ワークシート

源泉徴収票・支払調書

データの表示

給与所得の源泉徴収票	不動産使用料等の支払調書
給与所得の源泉徴収簿	不動産譲受け対価支払調書
扶養控除等の申告書	不動産売買手数料支払調書
保険料控除の申告書	給与所得源泉データ一覧表
基礎・配偶者控除申告書	給与賞与年間データ集計表
住宅借入金等控除申告書	退職所得源泉データ一覧表
年末調整の税額集計表	報酬・料金等データ一覧表
年末調整個人別通知書	不動産使用料データ一覧表
源泉徴収簿集計一覧表	給与所得等法定調書合計表
退職所得の源泉徴収票	給与所得等支払状況内訳書
退職所得の受給申告書	給与支払報告書（総括表）
報酬・料金等支払調書	住所氏名の宛名ラベル表示
報酬・料金源泉徴収簿	マイナンバー帳簿の表示
キャンセル	

○ 「表示」メニュー

「給与所得の源泉徴収票」
 「給与所得の源泉徴収簿」
 「退職所得の源泉徴収票」
 「報酬・料金等の支払調書」
 「不動産の使用料等支払調書」
 「不動産譲受け対価支払調書」
 「不動産売買手数料支払調書」
 「給与所得等法定調書合計表」
 「給与所得等支払状況内訳書」
 「給与支払報告書（総括表）」

などのシートが表示できます。

○ 給与所得の源泉徴収票

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用にはマイナンバーを記載しますが、受給者交付にはマイナンバーは記載しません。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	受給者番号 (個人番号) 114506789123	氏名 佐藤 一郎	住所 〒106-0032 東京都港区六本木 1-10-1	
種別 給与賞与	支払金額 5,900,000	給与所得控除後の金額 4,280,000	所得控除の額の合計額 2,783,755	源泉徴収税額 11,000
源泉控除対象配偶者の有無等 配偶者の数 0	源泉控除対象扶養親族の数 1	障害者の数 1	障害者の数 1	障害者の数 3
生命保険料等の金額 918,755	生命保険料の控除額 50,000	健康保険料の控除額 35,000	住宅借入金等特別控除の額 64,000	
源泉徴収簿集計 1 2 5 25	住宅借入金等特別控除の特典 2,500,000	配偶者の数 0	扶養親族の数 1	障害者の数 1
配偶者の氏名 佐藤 洋子	配偶者の生年月日 1980/01/01	配偶者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	配偶者の職業 会社員	配偶者の収入 480,000
扶養親族の氏名 佐藤 太郎	扶養親族の生年月日 2001/01/01	扶養親族の住所 東京都港区六本木 1-10-1	扶養親族の職業 学生	扶養親族の収入 0
障害者の氏名 佐藤 花子	障害者の生年月日 2004/01/01	障害者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	障害者の職業 会社員	障害者の収入 0
受給者 佐藤 一郎	受給者の生年月日 昭和 45 年 8 月 15 日	受給者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	受給者の職業 会社員	受給者の収入 5,900,000
支払者 サンプルデータ株式会社	支払者の生年月日 昭和 45 年 8 月 15 日	支払者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	支払者の職業 会社員	支払者の収入 5,900,000

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	受給者番号 (個人番号) 114506789123	氏名 佐藤 一郎	住所 〒106-0032 東京都港区六本木 1-10-1	
種別 給与賞与	支払金額 5,900,000	給与所得控除後の金額 4,280,000	所得控除の額の合計額 2,783,755	源泉徴収税額 11,000
源泉控除対象配偶者の有無等 配偶者の数 0	源泉控除対象扶養親族の数 1	障害者の数 1	障害者の数 1	障害者の数 3
生命保険料等の金額 918,755	生命保険料の控除額 50,000	健康保険料の控除額 35,000	住宅借入金等特別控除の額 64,000	
源泉徴収簿集計 1 2 5 25	住宅借入金等特別控除の特典 2,500,000	配偶者の数 0	扶養親族の数 1	障害者の数 1
配偶者の氏名 佐藤 洋子	配偶者の生年月日 1980/01/01	配偶者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	配偶者の職業 会社員	配偶者の収入 480,000
扶養親族の氏名 佐藤 太郎	扶養親族の生年月日 2001/01/01	扶養親族の住所 東京都港区六本木 1-10-1	扶養親族の職業 学生	扶養親族の収入 0
障害者の氏名 佐藤 花子	障害者の生年月日 2004/01/01	障害者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	障害者の職業 会社員	障害者の収入 0
受給者 佐藤 一郎	受給者の生年月日 昭和 45 年 8 月 15 日	受給者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	受給者の職業 会社員	受給者の収入 5,900,000
支払者 サンプルデータ株式会社	支払者の生年月日 昭和 45 年 8 月 15 日	支払者の住所 東京都港区六本木 1-10-1	支払者の職業 会社員	支払者の収入 5,900,000

○ 給与支払報告書

市区町村提出用の「給与支払報告書」には、申告者と控除対象配偶者および扶養親族のすべての人のマイナンバーを記入します。

「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」は俸給、給与、賃金、歳費、賞与、その他給与の支払をする場合に、給与の支払者が作成します。
 年末調整の終了後に源泉徴収票・給与支払報告書を作成します。税務署提出分は4枚、その他の場合は3枚作成します。
 源泉徴収票の1枚は本人に交付します。源泉徴収票の1枚は翌年の1月31日までに税務署に提出します。給与支払報告書の2枚は市区町村に提出します。

● 「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出

「給与所得の源泉徴収票」は、支払を受ける人や支払金額によって税務署に提出する範囲が違ってきます。

支払を受ける人の区分		提出範囲
年末調整をした人	法人の役員（役員であった者）	給与等の金額が 150万円 を超えるもの
	弁護士、司法書士、税理士等 （給与として支払っている場合）	給与等の金額が 250万円 を超えるもの
	上記以外の者	給与等の金額が 500万円 を超えるもの
年末調整をしなかった人	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	給与等の金額が 250万円 を超えるもの 法人の役員の場合は 50万円 を超えるもの
	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（乙欄、丙欄の適用者）	全部 給与等の金額が 50万円 を超えるもの

● 「給与支払報告書」の市区町村への提出

「給与支払報告書」は、すべての人について作成して「給与支払報告書総括表」といっしょに市区町村に提出します。ただし、退職した年に支払った給与と賞与の支払金額が30万円以下のときは提出を省略できます。

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」ワークシート

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」

令和5年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	516789123453										
	住所又は居所	東京都世田谷区玉川										
	令和5年1月1日現在の住所	東京都世田谷区玉川										
	氏名(役職名)	専務 渡辺 太郎										
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	市町村民税	道府県民税							
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	10,000,000	51,050	60,000		40,000							
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分												
所得税法第201条第3項並びに 地方税法第50条の6第2項及び 第328条の6第2項適用分												
退職所得控除額	800 万円	勤続年数	20 年	就職年月日	平成11年4月1日	退職年月日	令和4年3月31日					
(摘要)												
支払者	個人番号又は法人番号	9632451285203 (右詰めで記載してください。)										
	住所(住居)又は所在地	サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678										
	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678										
整理欄	①	②										

316

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与の支払をする場合に、退職手当等の支払者が作成します。

「退職所得の源泉徴収票」に提出について

居住者に対して退職手当等の支払をする者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表に添付して退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付します。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年1月31日までに提出することができます。

法人の役員(相談役、顧問その他これらに類する人を含む。)以外の人に支払う退職所得については、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」

年 月 日		令和5年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
税務署長殿 / 市町村長殿			
退職手当の支払者の	所在地(住所)	東京都世田谷区玉川	
	氏名	渡辺 太郎	
	個人番号	516789123453	
個人番号又は法人番号	9632451285203		住所 令和5年1月1日現在の住所 東京都世田谷区玉川
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません)			
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	令和4年3月31日	
	② 退職の区分等	<一般・障害の有・無> <input type="radio"/> 一般・障害 <input type="radio"/> 生活扶助の有・無 有・無	
	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 平成11年4月1日	至 令和4年3月31日
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	うち 特定役員等勤続期間	有 自 至 年
		うち 一般勤続期間	有 自 至 年
		うち 短期勤続期間	有 自 至 年
		うち 全重複勤続期間	有 自 至 年
		うち 短期勤続期間	有 自 至 年
		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 自 至 年
⑤ ③と④の通算勤続期間			
うち 特定役員等勤続期間 有 自 至 年			
うち 一般勤続期間 有 自 至 年			
うち 短期勤続期間 有 自 至 年			
うち 全重複勤続期間 有 自 至 年			
うち 短期勤続期間 有 自 至 年			
うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 自 至 年			

■ 「報酬・料金等の支払調書」 ワークシート

■ 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

令和5年分		報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書			
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区			
	氏名又は名称	内山 義男	個人番号又は法人番号 1 2 0 6 3 5 4 7 8 9 5 2		
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額		
外交員報酬		内 200,000 円 2,400,000	内 8,188 円 98,018		
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都港区虎ノ門 虎ノ門ヒルズ			
	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678	個人番号又は法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3		
整理欄	①	②			

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右端に記載します。

弁護士、税理士、司法書士の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出範囲は、その年中の支払金額の合計額が5万円を超える場合です。

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出について

報酬、料金、契約金、賞金又は診療報酬の支払をする者は、その報酬、料金、契約金などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、これを合計表に添付してその支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければなりません。

次の報酬・料金などについては、支払調書を税務署長に提出する必要はありません。

- ① 診療報酬、職業拳闘家、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金及びバー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
- ② 広告宣伝のための賞金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
- ③ 馬主が受ける競馬の賞金については、同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれその1回の支払金額が75万円以下であるもの
- ④ ①、②及び③の報酬・料金以外の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの

消費税がある場合に提出範囲と記載方法

- (1) 提出範囲の金額基準については、原則として消費税の額を含めます。消費税の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判断します。
- (2) 支払金額の記載には、原則として消費税の額を含めて記載します。消費税の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで記載しますが「摘要」欄にはその消費税の額を記載します。

■ 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出範囲

区 分	提出範囲
外交員、集金人、電気電力の検診人及びプロボクサーの報酬・料金	同一人に対するその年中の支払金額の合計額が50万円を超えるもの
バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬・料金	
社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	
広告宣伝のための賞金	
馬主が受ける競馬の賞金	その年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払を受けた者のその年中のすべての支払金額
プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を超えるもの
上記以外の報酬・料金 (弁護士や税理士等に対する報酬、作家や画家に対する原稿料や画料、講演料等)	

■ 報酬、料金の源泉徴収の計算方法

対象となる報酬・料金	源泉徴収税額の計算方法
弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、建築士、測量士などの業務に関する報酬・料金	支払金額×10.21% (同一人に対する1回の支払金額が100万円を超える場合は、超える部分の20.42%)
司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の報酬・料金	(支払金額－10,000円)×10.21%
外交員、集金人又は電力量計の検針人の報酬・料金	(その月中の報酬・料金－(120,000円－その月中の給与))×10.21%
原稿料、講演料、放送謝金、著作権の使用料、工業所有権の使用料などの報酬・料金 ※	支払金額×10.21% (同一人に対する1回の支払金額が100万円を超える場合は、超える部分の20.42%)
職業野球の選手、プロサッカー、プロゴルファー、競馬の騎手、モデルなどの報酬・料金	
芸能人に支払う出演料 (一般人のテレビ、ラジオ出演料含む)	
芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
プロボクサーの報酬・料金	(支払金額－50,000円)×10.21%
バー、キャバレーのホステス、バンケットホステス、コンパニオンなどの報酬・料金	(支払金額－控除額)×10.21%
役務の提供を約することにより一時に受ける契約金	支払金額×10.21% (同一人に対する1回の支払金額が100万円を超える場合は、超える部分の20.42%)
広告宣伝のための賞金	(支払金額－500,000円)×10.21%
社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(支払金額－月200,000円)×10.21%
馬主が受ける競馬の賞金	(支払金額－(支払金額×20.42%＋600,000円))×10.21%

※ 工業所有権は、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称になります。

「不動産の使用料等の支払調書」ワークシート

「不動産の使用料等の支払調書」

令和5年分 不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東			
	氏名又は名称	大田 四郎		個人番号又は法人番号 1 2 5 1 4 5 2 8 5 2 0	
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	
家賃	福岡市博多区博多駅西	鉄骨造2階建 店舗	120㎡(1月～12月)月 200,000	2,400,000 円	
地代	福岡市中央区天神	宅地	300㎡(1月～12月)月 50,000	600,000	
更新料	同上	同上	300㎡ 1㎡15,000	4,500,000	
(摘要)					
あつせんをした者	住所(居所)又は所在地			支払確定年月日	あつせん手数料
	氏名又は名称				円
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都港区虎ノ門 虎ノ門ヒルズ			
	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678		個人番号又は法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3	
整理欄	①	②			

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右端で記載します。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲は同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるものです。

「不動産等の譲受け対価の支払調書」ワークシート

「不動産等の譲受け対価の支払調書」

令和5年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	札幌市中央区大通西			
	氏名又は名称	内山 五郎		個人番号又は法人番号 8 1 2 5 8 9 0 5 6 3 2 0	
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額
土地	札幌市中央区大通東	宅地	165㎡	R02.3.16	25,000,000 円
(摘要)					
05.2.12 現金 2,000,000 05.3.15 小切手 23,000,000					
あつせんをした者	住所(居所)又は所在地	札幌市西区鳥居通		支払確定年月日	あつせん手数料
	氏名又は名称	大手不動産		02.2.28	円 850,000
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678		個人番号又は法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3	
整理欄	①	②			

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右端で記載します。

「不動産等の譲受け対価の支払調書」は不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価の支払う場合に作成します。

提出範囲は同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円を超えるものです。

■ 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」 ワークシート

■ 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」

令和 5 年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本市中央区 2 丁目		
	氏名又は名称	山田 七郎	個人番号又は法人番号 9 1 2 5 8 7 4 0 5 2 3 1	
区 分		支払確定年月日	支払金額	
譲渡		R05.12.6	円 850,500	
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額
	土地	熊本市天神町	165m ²	円 25,000,000
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678	個人番号又は法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3	
整理欄	①	②		

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号「12345678901234567890」を記載する場合には、右欄で記載します。

「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」は不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払う場合に作成します。

提出範囲は同一人に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円を超えるものです。

● マイナンバーについて

平成 28 年 1 月 1 日以降の支払に係る法定調書については、支払を受ける者から番号の告知を受け（番号確認及び身元（実存）確認をした上で）、法定調書にその番号を記載することになります。

この法定調書は、従業員の方へ支払う給与に係る「給与所得の源泉徴収票」、外交員や税理士等へ支払う報酬などに係る「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、配当金の支払に係る「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」などになります。

国税庁ホームページの「国税分野における FAQ」より